**物価高騰等対策地域振興券事業**

**「ええ町やなぁ　愛川７０周年・地域盛リアゲ振興券」**

**取扱店舗募集**

町では、物価高騰等の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、物価高騰等対策地域振興券事業「ええ町やなぁ　愛川７０周年・地域盛リアゲ振興券」を全町民に配布するため、この振興券を使用できる店舗を募集します。登録料・換金手数料は無料ですので、お店のＰＲや販売促進に是非ご活用ください。

発行総額

1億1,280万円

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗名 |  |
| 事業所名（法人名） |  |
| 代表者名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 店舗所在地 | 愛川町 | 電話： |
| 業種 | 小売業　・　飲食業　・　サービス業　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 主な取扱品目 |  |
| 店舗区分 | どちらかに〇印をしてください。（大型店内の店舗の場合、大型店名も記入してください）１　大型店（店舗面積が500㎡以上）※大型店内の店舗は大型店に分類大型店内の店舗の場合は大型店名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２ 個店（店舗面積が500㎡未満） |

※次のいずれかに該当する場合は登録できません。

①愛川町暴力団排除条例第２条第３号に定める暴力団員及び第４号に定める暴力団員等、同条第５号に定める暴力団経営支配法人等

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号で定める営業（例：麻雀、パチンコ、ゲームセンター等）並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行う者 ③宗教又は政治団体と関わる者 ④公序良俗に反する営業を行う者 ⑤その他町長が不適当と認める営業を行う者

●振興券は交換、譲渡及び売買を行うことはできません。　　●振興券の使用にあたりつり銭は出ません。

●次に掲げる商品等の取扱いは対象外とします。

①土地、家屋購入、不動産賃借料等に係るもの　　②たばこ　③換金性の高いもの（商品券・ビール券・切手・印紙・プリペイドカード・電子マネーへのチャージ等）④国や地方公共団体への支払い、公共料金（電話料金等）の支払い　⑤その他町長が振興券の利用を不適当と認めるもの

●３月２８日（金）まで（必着）に下記の記入欄へ店舗ごとにご記入の上、役場へお申し込みください。

※上記期限までに登録された店舗は、本振興券と一緒に全世帯に配布する「取扱店一覧冊子」に掲載されます。

※期限後も随時申請を受け付けますが、店舗名は町ホームページで公開する取扱店一覧表のみの掲載となりますので、あらかじめご了承ください。

電話：046-285-6948 FAX：046-286-5021 E-mail：syoko@town.aikawa.kanagawa.jp

住所：〒243-0392　愛川町角田２５１－１　愛川町役場商工観光課商工労政班

申し込み・問合せ

●愛川町内に事業所（店舗）を有すること。

注意事項

応募資格

振興券概要

●　物価高騰等対策地域振興券事業

地域振興券「ええ町やなぁ　愛川７０周年・地域盛リアゲ振興券」

　　　　１人あたり１冊3,000円（500円券×６枚）分　内訳：大型・個店共通券２枚、個店専用券４枚

※大型店：店舗の床面積が500㎡以上の店舗（※大型店内の店舗は大型店に分類）　個店：店舗の床面積が500㎡未満の店舗

・使用期間：令和７年５月２３日（金）～令和７年１２月３１日（水）予定　・換金期間：令和７年５月２６日（月）～令和８年１月３０日（金）予定